

## 災害時における調査、測量及び設計等の応急復旧業務に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と上田市測量設計業協議会（以下「乙」という。）は、上田市内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧対応に必要な調査、測量及び設計等の業務（以下「応急復旧業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て行う応急復旧業務を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 災害時において、甲が応急復旧業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対して次の事項の協力を要請することができる。

(1) 甲が管理する道路、河川、公園、農林業用施設等（以下「公共施設等」という。）の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務

(2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が公共施設等の復旧に関して必要と認める業務

2 前項による要請は、文書により行うものとする。ただし、災害時の状況により文書による要請ができない場合は、口頭による要請ができるものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、第2条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、特別な理由がない限り速やかに協力し、甲の指示に従って業務を実施するものとする。

### （協力体制）

第4条 乙は、応急復旧業務を早期に実施できるよう、事前に必要な連絡系統や動員方法を定め、協力体制の確立を図るものとする。

### （報告）

第5条 乙は、第2条の規定に基づき応急復旧業務を実施した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 応急復旧業務の実施期間及び場所

(2) 応急復旧業務の内容

(3) 応急復旧業務に従事した会員名

(4) その他必要な事項

### （費用の負担）

第6条 この協定に基づく応急復旧業務に要した費用は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

( 損害補償 )

第 7 条 甲は、この協定に基づき応急復旧業務に従事した者が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がある場合を除き、上田市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年条例第 226 号）の規定に準じて補償を行うものとする。

( 第三者に対する措置 )

第 8 条 この協定に基づく応急復旧業務により、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

( 費用等の支払 )

第 9 条 乙は、第 6 条に規定する費用及び第 7 条に規定する補償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに費用等を乙に支払うものとする。

( 平素の協力 )

第 10 条 乙は、平素より甲に協力して防災に努めるものとし、公共施設等における危険箇所を乙の会員が業務遂行中に発見した場合には、速やかに甲へ通報するものとする。

( 協議 )

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

( 有効期間 )

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 27 年 5 月 26 日

甲 上田市  
上田市長 母袋 創一 ㊟

乙 上田市測量設計業協議会  
会長 増澤 延男 ㊟